

米兵による住居侵入傷害事件に関する意見書

去る 11 月 2 日未明、本島中部において、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が酒に酔って飲食店で暴れた後民家に侵入し、この部屋に住む男子中学生を殴り、顔にけがを負わせ、器物損壊するという事件が発生し、県民に強い衝撃を与えた。

今回の事件は、在日米軍が去る 10 月に起きた米兵による集団強姦致傷事件を受け、夜間の外出禁止令を発令した直後の外出禁止に当たる時間帯に発生しており、米軍の綱紀粛正の取り組みや再発防止策が何ら実効性を持たないことを示すとともに繰り返される事件の背景には、戦後 67 年を経た今日においても占領意識丸出しの米軍の実態があると言わざるを得ず、市民、県民の怒りは頂点に達し、県内各地で続々と上がる抗議の声は大きなうねりとなりつつある。

さらに、沖縄の人々の人権を無視するかのようになり繰り返される事件に米軍への不信感が募る中、「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はないとは考えている」との全く県民の心情を理解していない官房長官発言は、米国追従の日本政府の姿勢をあらわしており、市民、県民は怒りを乗り越え失望感さえ感じている。

本市では、去る 10 月 31 日に「米兵による女性への暴行事件に関する抗議及びオスプレイの配備撤回を求める」市民大会を開催し、市民が抗議の拳を振り上げ怒りをあらわにしたばかりであり、何の落ち度もない女性や中学生が被害者になるという理不尽な事態は断じて許すことはできない。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による住居侵入傷害・器物損壊事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への速やかな謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属等の人権教育を徹底し、事件の再発防止の実効性のある解決策を講じ、公表すること。
3. 被疑者の起訴前の身柄引き渡しを要求すること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 11 月 12 日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事 沖縄県警本部長